福山市障がい者施設等非常用発電機等導入支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、原油価格・物価高騰により事業運営が厳しい中、障がい者施設等が頻発する自然災害等による万が一の停電時等に備え、継続したサービス提供をするために行う小出力発電設備、携帯発電機、蓄電器（以下「導入機器等」という。）の導入に対して予算の範囲内で福山市障がい者施設等非常用発電機等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、福山市補助金交付規則（昭和４１年規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における障がい者施設等は、次に掲げる者とする。

（１）障がい者支援施設　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１１項に規定する障がい者支援施設において、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う者。

（２）グループホーム　障害者総合支援法第５条第１７項に規定する共同生活援助を行う者。

（３）障がい児入所施設　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４２条に規定する障害児入所施設において児童福祉法第２４条の２に規定する障害児入所支援を行う者。

（補助対象施設）

第３条　補助対象の施設は、次のすべての要件を満たしている障がい者施設等とする。

（１） 当該施設が、福山市内に所在していること。

（２） ２０２５年（令和７年）１月１日現在（基準日）、現に障がい福祉サービス等の提供を行っていること。

（補助対象機器）

第４条　補助金の交付対象となる導入機器等は、次のとおりとする。

（１） 小出力発電設備（低圧（６００Ｖ以下）で出力１０ｋＷ未満のもの）

（２） 携帯発電機（発電用原動機を有し持ち運びが容易にできるもので、３ｋＷ又は３ｋＶＡ以下のもの）

（３） 蓄電器（繰り返しの充電・放電が可能なもの）

２　原則、本要綱の施行日から２０２５年（令和７年）６月３０日までに購入・納品が完了した前項に掲げる機器等を対象とする。

３　前項の規定にかかわらず、特に市長が認める場合は、この限りではない。

（補助対象経費等）

第５条　前条に規定する導入機器等の補助対象経費の上限額（以下「補助基準額」という。）は６００，０００円とする。

２　補助は、補助対象施設につき１回限りとする。

（交付額の算定方法）

第６条　補助金の交付額は、事業費と前条第１項に規定する補助基準額を比較して少ない方の額に２/３を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請手続）

第７条　補助金の交付を受けようとする障がい者施設等を運営する法人の代表者（以下「申請者」という。）は、福山市障がい者施設等非常用発電機等導入支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、（５）については、既に福山市に支払相手方登録を行っている場合は不要とする。

　（１）導入実績報告書（別記様式第２号）

　（２）収支決算（見込）書（別記様式第３号）

（３）導入機器等の領収書又は支払書の写し

（４）導入機器等の性能等がわかるカタログ

（５）支払相手方登録依頼書

２　申請は、法人ごとに運営する障がい者支援施設等をとりまとめて行うものとする。

（補助金の交付決定及び条件）

第８条　市長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査のうえ、適当と認めるものについては、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

２　規則第５条第３項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（１） この補助金の交付の対象となった経費について重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

（２）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、第１４条に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

（３） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日から起算して５年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保存しなければならないこと。

（４） 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第４号）により速やかに市長に報告すること。

　　 　なお、補助金の交付決定を受けた者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等（以下「本部」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

この場合においては、仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

（補助金の額の確定）

第９条　第７条の規定により提出された書類の審査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知兼交付額確定通知書（別記様式第５号）により申請者へ通知する。

（補助金の交付申請の取下げ）

第10条　補助金の交付申請の取下げをすることができる期間は、前条の通知を受領した日から起算して２０日以内とする。

２　前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る決定は、なかったものとみなす。

（補助金の請求）

第11条　第９条の規定による通知を受けた申請者は、１４日以内に請求書を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

２　市長は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に補助金を支払うものとする。

（補助金交付決定の取消）

第12条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、額の確定があった後においても補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） この要綱、規則及び補助金交付決定に付した条件に違反したとき。

（２） この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（３） 補助金を他の用途に使用したとき。

（４） 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第６号）により申請者に通知する。

（補助金の返還）

第13条　市長は、前条の規定により、既に交付した補助金に係る補助金交付決定を取り消したときは、補助金返還命令書（別記様式７号）により申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じる。

（財産の処分の制限）

第14条　第８条第２項第２号の処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

（雑則）

第15条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、２０２５年（令和７年）１月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、２０２５年（令和７年）３月２４日から施行する。